

文京区男女平等参画に関する区民調査から見えた課題

令和7年度に実施した文京区男女平等参画に関する区民調査(以下「今回調査」)から見えた課題等について、現行の文京区男女平等参画推進計画の体系に基づき整理しました。

I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進

【現行計画で示されている大項目(目標)の考え方】

あらゆる人の人権とその多様性を尊重できる社会を実現するためには、一人一人がジェンダー平等について意識を高めていく必要があります。これまで「男は仕事・女は家庭」などの固定的な性別役割意識や、性別により社会が期待する態度・行動や外見・言動に基づいた思い込み・偏見や差別が生まれ、一人一人の権利や行動が制限され自分らしく生きることが妨げられることがありました。人々の意識や習慣・慣習は様々な状況の中で多層的に形成されるため、あらゆる視点から時間をかけた意識啓発や教育が求められます。また、人には年齢・国籍・価値観・ライフスタイルなど多様な特性があり、性自認および性的指向も人それぞれです。区では、「性自認・性的指向に関する対応指針」(平成29年策定)に基づき理解促進を進めているところです。子どもから大人まで、生涯を通じて多様な性や生き方を尊重し、性別などによって差別を受けず、全ての人がその個性と能力を発揮できる社会を目指していきます。

1. ジェンダー平等教育の推進について

○保育や教育の現場では、子どもが男女の区別なく能力を活かせるよう配慮することを求める声が多い。

保育や教育の現場で力をいければよいと思うことについて、「日常の保育、生活指導や進路指導において、子どもが男女の区別なく能力を活かせるように配慮する」が71.7%と最も多く、次いで、「子どもの成長と発達に応じた性教育を行う」が43.9%となっています。

性・年齢別でみると、「日常の保育、生活指導や進路指導において、子どもが男女の区別なく能力を活かせるように配慮する」は、女性の30代と60代、男性の40代と60歳以上で75～80%と高くなっています。「子どもの成長と発達に応じた性教育を行う」は女性の30代で過半数の55.7%となっています。「性暴力やハラスメントに関する相談窓口を設置する」は男性の10・20代で47.4%と高く、「教材等に関して、性により固定化された男女の役割や特性についての記述がないか、男女平等の観点から見直す」は男女共に10・20代で4割以上と高くなっています。(問4)

2. 男女平等意識について

○家庭生活における平等感に関しては、男女の認識の差が大きい。

家庭生活における男女の平等感について尋ねた設問では、男性の場合、『男性優遇』と考える人が3割、『平等』と考える人が4割、『女性優遇』と考える人が2割であり、前回調査と比べると『男性優遇』がやや減少し、『平等』と『女性優遇』がやや増加しています。一方、女性の場合は、『男性優遇』が6割を占め、『平等』は2割、『女性優

遇』は1割にとどまっております。前回調査からもほとんど変化がなく、依然として、家庭生活における平等感に関し性別による認識の差が大きくなっています。

そして、社会通念、慣習、しきたりや政策、方針決定の参加といった場面についても全体で6～8割、女性では7～8割が『男性優遇』であると考えており、日常生活の中での慣習、しきたりや社会の中での意思決定といった場面では、まだ、多くの人に固定的な男女の性別役割分担意識が強く残っていることがうかがえます。(問6)

○ 「男は仕事、女は家庭」という考え方には8割の人が共感していないが、実際には、家庭における家事・育児・介護については女性の負担が依然大きいと考える人の割合が多い。

「男は仕事、女は家庭」という考え方には8割の人が共感しないと回答しています。(問3)

しかしながら、家事(炊事、洗濯、掃除等)について主に自分が行っているという人は、女性では7割以上ですが、男性では4割となっています。また、育児や子どものしつけ、子どもの学校行事への参加についても主に自分で行っているという人の割合は女性の方が男性よりも大幅に高くなっています。(問1)

実際に1日当たりの家事・育児・介護に携わる時間について見ても、平日で1時間以上という人は、女性では71.7%を占めていますが、男性では36.0%と女性の半分の割合となっています。(問2)

意識としては、性別による役割分担には否定的であっても、実際の行動にはなかなかつなげられない男性が多いことがうかがえます。

3. 性自認及び性的指向について

○ LGBTQ等の人たちが暮らしやすい社会の実現のためには、性自認や性的指向に対する周囲の正しい知識の習得や理解の普及、社会制度や誰もが使いやすい施設の在り方等について考えていく必要がある。

自分の性別(性自認)や恋愛対象の性(性的指向)について、女性の10～30代では1割以上の人が今までに悩んだことがあると回答しています。(問27)

身近な人からLGBTQ等であることを打ち明けられたときの対応については、これまでと変わりなく接することができると思う人は、女性で72.9%、男性で57.8%となっており、これまでと同様には接することができないかもしれない、又は分からないという人は女性よりも男性の方が高くなっています。(問29)

その理由としては、「初めてのことで、どう対応してよいか分からない」、「なにげない言葉で傷つけてしまうのが怖い」といった回答が多く、LGBTQ等に対する認識・理解不足等から対応にとまどいが生じていることがうかがえます。(問29-1)

また、LGBTQ等の人たちが暮らしやすい社会になるために必要なこととして、4人中3人が「周囲の理解や偏見・差別の解消」を挙げ、「教育現場での普及・啓発」、「社会制度の見直し(同性婚の法的整備、社会保障などの平等)」、「トイレや更衣室等のハード面の整備」を挙げた人も半数近くになっており、性自認や性的指向に対する正しい知識や理解の普及に努めるとともに、社会制度や誰もが使いやすい施設の在り方等についても考えていくことが必要です。(問30)

○性別による役割分担については疑問や負担を感じる人もおり、意識の解消に向けて啓発を始めとする多様な取組を進めていく必要がある。

自身や身近な人が「女らしくしなさい」、「男はこうすべきだ」等といった性別役割(ジェンダー含む)について悩んだりしたことがあるという人は、女性では3割、男性で2割となっており、特に、10～30代で高く、女性では5割となっています。(問23)

日本社会において「男性である」がゆえに生じる男性特有の負担感や生きづらさとしては、女性も含めた3人に2人が「家族を養う経済力を求められる」を挙げ、また、半数近くが「力仕事や危険な仕事を任せられる」、「家」を背負っていかなければならない責任感を求められる」を挙げています。(問24)

性別による役割分担については疑問や負担を感じる人もおり、引き続きこうした意識の解消に向け啓発を始めとする多様な取組を進めていく必要があります。

4. 政策・方針決定への女性の参画促進について

○ 政策や方針決定の参加において、女性では6割以上が『男性優遇』であると考えている。

政策や方針決定の参加において、女性は、『男性優遇』が6割以上となっており、特に10・20代では8割を占めています。一方、『女性優遇』と回答した人は、「10～30代と70歳以上ではおらず、また、40～60代でも5%未満にとどまっています。

男性は、40歳以上では『男性優遇』が半数程度、『女性優遇』は1割未満にとどまりますが、10～30代では、『男性優遇』が10・20代で44.7%、30代で34.1%、『女性優遇』が20%前後となっており、『男性優遇』と『女性優遇』の割合の差が小さくなっています。(問6・オ)

○ 政策決定過程への女性の参画が進まない原因としては、「男性優位の組織運営」や「家庭・職場・地域における強い性別役割意識」があると感じている人が多い。

女性の意見が行政にどの程度反映されているかについては、女性では『反映されていない』と考える割合が半数なのに対して、男性では『反映されている』と考える割合が半数であることから、男女で認識に大きな開きがあります。(問17)

政策決定過程への女性の参画が進まない原因としては、「男性優位に組織が運営されていること」や「家庭・職場・地域において性別役割の意識が強いこと」が多く、いずれも女性の割合が男性よりも高くなっています。(問18)

一方、各分野で女性リーダーが増えることについては、「男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる」、「多様な視点が加わることにより、新たな価値が創造される」、「女性の声が地域活動に反映されやすくなる」等、社会に対し様々な好影響を与えることを期待する声が多くなっており、育児や介護を支援する施策の充実や啓発活動等を通じて、社会全体で家庭・職場・地域における性別役割分担意識を改める改革を促進し、女性が政策決定過程に参画しやすい環境づくりに努めることが重要です。(問20)

5. 地域社会における男女平等参画について

○ 地域活動・社会活動における平等感では、女性は年代が上がるほど「男性優遇」認識が高くなる傾向にある。地域活動・社会活動において、「平等」と感じている人は28.0%である。

地域活動・社会活動において、「平等」と感じている人は28.0%で、前回調査からやや高くなったものの、全国調査の40.3%と比べても1割以上下回っています。(問6・エ)

○ 地域活動や社会活動について、「この1年間に参加したものはなし」と答えた人が6割である。

地域活動や社会活動について、「この1年間に参加したものはなし」が6割(60.2%)を占めています。参加している場合は、「町会や自治会の活動」が16.6%で最も多く、次いで、「保護者会やPTA活動」(12.4%)、「地域における趣味・学習・スポーツ活動」(12.1%)、「NPO、ボランティアなどの活動」(10.6%)となっています。(問15)

参加していない理由として、「時間的余裕がない」が43.2%で最も多く、次いで、「どのような活動があるのか分からない」(37.3%)、「参加方法が分からない、きっかけがない」(34.7%)となっています。また、「関心がない」という人は22.5%です。(問15-1)

○ 男女平等センター エガリテの認知度は女性4割、男性3割である。「知らなかった」が6割を超えている。

今後、区が力を入れるべきこととしては、「子どもや女性が安心して暮らせる防犯に配慮したまちづくり」、「学校における男女平等教育の推進」、「子育て・育児に関する支援の充実」、「高齢者・障害者介護に関する支援の充実」等が期待されています。(問39)

こうした取組を推進していく上での拠点となる男女平等センターの認知度は、現状では女性で4割、男性で3割であり、また、利用したことがあると回答した人は、全体の5.4%にとどまっています。

2026(令和8)年6月にリニューアルオープンする新たな男女平等センター(愛称「エガリテ」)では、時勢やニーズを捉えた事業の実施及び情報の発信・提供等を通じて、特に若年層を多く取り込み、その認知度や利用率の向上につなげることが必要です。今後、区民誰もが気軽に学習、交流及び活動をすることができる男女平等推進の拠点として、幅広い世代の区民を巻き込んだ取組を推進していくことが望まれます。(問38)

6. 男女平等参画の視点に立った防災対策について

○ 避難所の設備や備品に女性や多様な性自認の方の意見を反映させるとともに、暴力やハラスメントの防止等やプライバシーに配慮した相談窓口を設置していくことが重要である。

災害時に備えた男女や多様な性自認の方の視点を取り入れた防災対応として、「避難所の設備や備品に女性や多様な性自認の方の意見を反映させる」ことや「女性や子ども等に対する暴力の防止策を講じたり、プライバシーに配慮した相談窓口を設置する」ことが重要と考える人が過半数と多くなっています。

昨今の自然災害を踏まえ、女性や多様な性自認の方の視点を取り入れるとともに、暴力やハラスメントの防止等にも配慮した防災対策の取組を早急に進めていくことが重要です。(問16)

II あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】

【現行計画で示されている大項目(目標)の考え方】

女性がその個性と能力を発揮して活躍できる社会を目指す女性活躍推進法は、令和元年に民間事業主の情報公表義務が強化されるなど改正が行われました。社会における女性活躍への取組の強化や気運が高まるとともに、働くことに対する個人の考えや企業の在り方にも変革が求められています。単身世帯や共働き、ひとり親世帯の増加など家庭の在り方が変化する中で、家事や育児・介護など様々な事情を抱える人が働き続け、能力を発揮し、活躍できる環境整備が必要です。また、多様な人材活用の観点からも、女性があらゆる職業の重要な担い手として活躍できるよう、男女間の均等な機会確保や女性の就業支援を進めていきます。

1.ワーク・ライフ・バランスの推進について

○回答者の多くは希望と現実(現状)にギャップが生じている。

「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の充実度について尋ねた設問では、希望では「仕事と家庭生活と個人の生活を充実」が半数近くと最も多くなっています。一方、現実(現状)については、「仕事と家庭生活と個人の生活を充実」は8.2%しかおらず、「仕事を充実」が23.9%と最も多くなっており、回答者の多くは希望と現実(現状)にギャップがあります。

また、前回調査と比較すると、「仕事と家庭生活と個人の生活を充実」を希望する人が13.4ポイント増えており、ワーク・ライフ・バランスを推進するため必要な施策や制度の充実が求められています。(問11)

○社会全体としてワーク・ライフ・バランスを推進するためには、育児・介護・妊娠等に関する社会的サポートの充実に加え、職場の理解やトップの意識改革や、長時間労働の見直しが欠かせないと考える人が多い。

社会全体でワーク・ライフ・バランスを図る上で重要なこととして、「育児・介護・妊娠等に関する社会的サポートの充実」、「職場の理解やトップの意識改革」を半数の人が挙げています。また、育児や介護に係る休業・休暇等を取得しやすくするために必要なこととしては、「職場に取得しやすい雰囲気があること」や「上司や同僚などの理解や協力があること」を挙げた人がそれぞれ7割を占めています。

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、育児・介護・妊娠等に関する社会的サポートの充実とともに、職場全体での意識改革や理解のある職場環境・文化の醸成・構築が必要と考える人の割合が高いことが分かります。(問12、問13)

2.働きやすい職場環境の整備・支援について

○共働き家庭においても、家庭における役割分担では女性が多くを担っており、家事・育児・介護に費やす時間も、平日・休日ともに、女性は男性より長時間となっている。

家庭における役割分担では、多くを女性が担っており、家事とともに、育児や介護においても主に女性が担う傾向が見られます。共働きであっても同様の傾向です。(問1)

1日あたりの家事・育児・介護の負担については平日・休日ともに女性の家事の時間が男性を上回り共働き

でも同様の傾向となっています。

○ 育児休業・介護休業の取得については、取得しやすい雰囲気や職場の理解、復帰後の保障等が必要である。

育児休業、介護休業等を取得しやすくするために必要なこととして、「職場に取得しやすい雰囲気があること」、「上司や同僚等の理解や協力があること」が7割となっています。また、性別で見ると、「復帰後に同じ仕事が保障されること」は女性では51.6%となっており、男性を上回っています。(問13)

○ 育児や介護中に希望する働き方では、「育休・介護休暇・短時間勤務制度等の両立支援制度を利用しながら、正社員として働く」が最も多い。

育児や介護中に希望する働き方では、「育休・介護休暇・短時間勤務制度等の両立支援制度を利用しながら、正社員として働く」が62.8%を占め最も多くなっています。次いで、「パートタイマーや契約社員への転換など、柔軟に働き方を変えながら、同じ職場で働く」が13.2%となっています。性別で見ると、「育休・介護休暇・短時間勤務制度等の両立支援制度を利用しながら、正社員として働く」は男性の方が、「パートタイマーや契約社員への転換など、柔軟に働き方を変えながら、同じ職場で働く」は女性の方が高くなっています。(問14)

3.職場における男女平等の推進について

○ 職場における男女の地位の平等感は、依然として男女の認識に開きがある。

職場における男女の地位の平等感について尋ねた設問では、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計(以下、『男性優遇』)が過半数の55.1%を占め、「平等」が25.1%となっています。前回調査と比較すると、『男性優遇』が5.6ポイント減る一方で「平等」は5.7ポイント増えており、改善傾向にはあることがうかがえます。ただし、『男性優遇』は、女性で61.0%、男性で45.3%となっており、依然として、男女の認識に開きがあります。(問6)。

○ 性別にかかわらず働きやすい職場環境をつくるためには労働条件、人事評価等と、職場内での子育てに対する理解や支援を促進していくことが重要である。

性別にかかわらず働きやすい職場環境をつくるために重要なこととして、「性別による賃金格差を是正する」、「会社が従業員の状況を理解し、一人一人に応じた処遇や働き方を導入する」、「育休等を取っても人事評価に影響がないようにする」、「上司や同僚が子育てに対し理解がある」を挙げた人が3割前後と多くなっています。賃金格差の是正や処遇などの労働条件、人事評価等の改善を進めるとともに、職場での上司や同僚による子育てに対する理解や支援を促進していくことが重要です。(問8)

○ 女性の活躍の推進

女性が男性と対等に仕事をするということについては、7割の人が肯定的に捉えている一方で、女性の半数は、仕事と家庭の両立のために女性の負担が増えていると考えています。(問9)

そして、雇用分野における女性の参加を促す支援策として、育休・介護休暇の取得率向上を始めとした男性の働き方の見直しや女性の家事、育児、介護等の負担軽減、上司や同僚等の子育てへの理解、女性が安心して働き続けるための相談体制の充実などを求める声が多くなっています。また、常勤の正規社員・職員では、男女共に、女性のロールモデルの発掘や活躍事例の提供が必要だと考える人も多くなっています。

ワーク・ライフ・バランスの推進と同様に、職場における理解を深めるとともに、労働条件や職場環境、人事評価の方法等の改善及び女性活躍の好事例の紹介などを行っていくことが重要です。(問10)

Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

【現行計画で示されている大項目(目標)の考え方】

全ての人が性別にかかわらず、人として尊重され、性差等により差別的な取扱いを受けないこと、その能力を発揮する機会を確保されることなど、人権の尊重が求められています。配偶者、パートナー等からの暴力、セクシュアル・ハラスメントを始めとした様々なハラスメント、子どもや若年層に対する暴力等の防止・根絶に向け、個別の支援強化を図るとともに、全ての暴力を許さない社会を目指していきます。また、「性と生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」は、妊娠や出産について、自らの意思で選択・決定するものであり、女性を始めとした全ての人々の生涯にわたる心身の健康と密接に関わるものです。互いの性差を理解し、人権を尊重しながら身体的・精神的な健康を維持することができるよう推進していきます。

1. 配偶者等からの暴力の根絶と支援について

○ 被害の潜在化

DVを受けたことがあるという人は女性では1~2割程度であり、特に心理的攻撃を受けたという人が多くなっています。(問32)

しかしながら、相談するほどではないと思ったり、人に打ち明けることに抵抗があったりしたなどで、相談につなげなかった人が6割を占めています。(問32-1、問32-1-1)

○ 公的な相談機関の認知度は警察を除き2割に満たず、相談先の周知に努めることが重要である。

公的な相談機関の認知度は警察を除き2割に満たず、どれも知らないという人も25.7%となっており、相談先の周知に努めることが重要です。(問31)

○ 誰もがいつでも気楽に相談でき、また、専門家等による支援まで切れ目なくつながられる体制の整備が望まれる。

DV相談の窓口などで配慮してほしいこととしては、「匿名で相談ができる」、「弁護士など、法的知識のある相談員がいる」、「24時間相談ができる」、「相談内容に応じて、最も適した他の窓口へ引き継ぐなど、窓口同

士の相互連携がある」が多くなっており、誰もがいつでも気軽に相談でき、また、専門家等による支援まで切れ目なくつながられる体制の整備が望まれています。(問 33)

○ 暴力防止に係る様々な啓発や支援の充実が求められている。

DV防止等の対策としては、暴力防止に係る様々な啓発や支援等の充実を求める声が多くなっています。性的強要を受けている人や心理的攻撃、身体的暴行、経済的圧迫を何度も受けている人では、離婚調停・訴訟等に係る法的サポートや各種生活支援の充実を要望する人も多くなっています。(問 34)

2.あらゆる暴力の根絶について

○ 職場では、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの問題が比較的多く発生している。各種の相談窓口について周知をし、気軽に相談につなげられるようにしていくことが重要である。

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等は職場で発生することが比較的多く、特にパワー・ハラスメントを受けたことがあるという人は2割となっています。ただし、それらのハラスメントを受けた人のうち、6割の人が相談につなげておらず、その理由を「相談しても無駄だと思った」、「相談することで不利益な扱いをされるといった」と回答しています。認知度を高めるために各種の相談窓口について周知をし、無力感を感じることなく気軽に相談につなげられるようにしていくことが重要です。(問 22、問 22-1、問 22-1-2)

○ メディアにおける性や暴力の表現について、子どもや性的表現を望まない人への配慮が不足していたり、男女のイメージが固定的・偏った形で表現されたりしていると感じている人が多い。

テレビ、ラジオ、インターネット、雑誌、広告などのメディアにおける性や暴力表現については、「女性の性的な面を強調する表現が目立つ」が37.9%、「子どもや性的表現を望まない人への配慮が足りない」が36.7%で多くなっています。そのほか、「女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている」が31.0%となっています。性別で見ると、女性では「子どもや性的表現を望まない人への配慮が足りない」が43.1%で最も多く、男性(24.8%)を18.3ポイント上回っています。また、「性的な暴力や性犯罪の増加につながる表現がみられる」も女性は28.5%で、男性(17.1%)を11.4ポイント上回っています。(問 25)

3.生涯を通じた健康支援について

○ 性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実、子どもの成長段階に合わせた性教育が必要という回答の割合が高い。

女性が性や妊娠・出産に関することを自分の意志で決める上で、性や妊娠・出産を始めとする女性の健康に係る情報提供・相談体制の充実のほか、子どもの成長段階に合わせた性教育が必要だと回答する割合が高くなっています。(問 21)

4.人権問題について

○ 人権問題への対応状況については、ストーカー等性犯罪の防止、被害者支援やインターネット上の誹謗中傷への対策が求められている。

日本社会における人権問題の対応状況について尋ねた設問では、ストーカー等性犯罪の防止、被害者支援やインターネット上の誹謗中傷への対策について不十分と考える人が7割を超えており、対応策の検討が求められます。(問 26)

5.貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備

○ 求められるのは情報収集と「話を聞く場」である。

現在の生活での悩みや困りごととしては、全体では、「健康」、生活費、仕事及び「住まいや住環境」の順に多くなっています。若年層では、「自分に自信が持てない」が他よりも多く、年齢での違いがみられます。(問 35)。

生活の悩みや困りごとがあった場合の過去1年間の相談先としては、「友人・知人」、家族・親族が他よりも多くなっています。一方で、相談するほどのことではないと思ったり、相談しても無駄だと思ったりして相談につながない人がいます。(問 36、問 36-1)

また、生活の悩みや困りごとなどがあったときに利用したいサービスとしては、「相談窓口等の情報収集ができる場」、「話を聞いてくれる場」の順で挙がっています。(問 37)

生活の悩みや困りごとについても対応している行政機関等の存在について、必要としている人に情報が届くよう広く周知するとともに、年齢や性別による傾向を踏まえた支援を検討していくことが必要です。

IV 推進体制の整備

【現行計画で示されている大項目(目標)の考え方】

文京区男女平等参画推進条例では、区と区民、事業者が主体的に、協働して男女平等社会の実現に向けて取り組むことが義務付けられています。区は、国や都、大学、企業、民間団体等と連携し、計画の推進を図るとともに、区職員の意識啓発を進めていきます。

○ 男女平等参画推進に関する用語の認知度

前回調査と比較すると、「内容を知っている」の割合や「内容を知っている」と「聞いたことはあるが内容は知らない」を合計した割合は、女子差別撤廃条約を除いて増加傾向にあります。

特に、「ジェンダー平等」は、「内容を知っている」が 14.5 ポイント増加しており、「知らない」は今回調査で 4.9%にとどまっています。

また、「内容を知っている」と「聞いたことがあるが内容は知らない」を合計した割合は、「SOGI(性的指向・性自認)」で 41.3%から 49.5%と 8.2 ポイント上昇し、「文京区パートナーシップ宣誓制度(令和2年度開始)」では、21.0%から 29.9%の 8.9 ポイントの上昇となっています。(問5)